

工事請負契約約款新旧対照表

平成28年(2016)3月改正	平成23年(2011)5月改正
第1条 総 則	第1条 総 則
(1) 発注者と受注者とは、おのおの対等な立場において、日本の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約約款(以下「この約款」という。)及び設計図書等に基づいて、誠実にこの契約を履行する。 (2) 受注者は、この契約に基づいて、この工事を完成して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払を完了する。 (3) 発注者は、この契約とは別に発注者と監理者間で締結されたこの工事にかかる監理業務の委託契約に基づいて、この契約が円滑に遂行されるように監理者に協力を求める。 (4) 発注者は、この契約に定めのある事項と異なることを監理者に委託した場合又はこの約款の定めに基づいて発注者が行うことを監理者に委託した場合は、速やかに当該委託の内容を書面をもって受注者に通知する。 (5) 発注者は、受注者、監理者又は設計者(その者の責任において設計図書を作成した者という。以下同じ。)の求めにより、設計意図を正確に伝えるため設計者が行う質疑応答又は説明の内容を受注者及び監理者に通知する。 (6) この約款の各条項に基づき協議、承諾、承認、確認、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。	(1) 発注者と受注者とは、おのおの対等な立場において、日本の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約約款(以下「約款」という。)および添付の設計図、仕様書(以下添付の設計図、仕様書を「設計図書」といい、現場説明書およびその質問回答書を含む。)にもとづいて、誠実にこの契約(契約書、約款および設計図書と内容とする請負契約をいい、その内容を要更改した場合を含む。以下同じ。)を履行する。 (2) 受注者は、この契約にもとづいて、工事を完成して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払を完了する。 (3) 監理者は、この契約とは別に発注者、監理者間で締結された監理業務(建築士法第2条第7項で定める工事監理、ならびに同法第18条第3項および第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)に関する委託契約(以下「監理契約」という。)にもとづいて、この契約が円滑に遂行されるように協力する。 (4) 発注者は、第9条(1) a から k までの事項その他この契約に定めのある事項と異なることを監理者に委託したときは、すみやかに書面をもって受注者に通知する。 (5) 発注者は、受注者の求めまたは設計図書の作成者の求めにより、設計図書の作成者が行う設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明の内容を受注者に通知する。 (6) この約款の各条項にもとづく協議、承諾、承認、確認、通知、指示、請求等は、この約款に別に定めるもののほか、原則として、書面により行う。

第1条の2 用語の定義	この約款において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。
a 発注者	この工事を注文した者をいう。
b 受注者	この工事を請け負った者をいう。
c 設計図書等	この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの(以下、「設計図書」という。)、現場説明書及びこれらに対する質問回答書を含む。ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。
d この契約	発注者と受注者間で締結された契約書、この約款及び設計図書等を内容とする請負契約をいい、発注者と受注者の合意によって変更した場合の改更内容を含む。
e この工事	この契約に基づいて実施される工事をいう。
f 監理者	この工事に関し、発注者との間で監理業務委託契約を締結した者をいう。
g 監理業務	この工事に関し、発注者と監理者が締結した監理業務委託契約に定められる業務をいい、建築士法第2条第8項で定める工事監理、並びに同法第18条第3項及び第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。
h 工事用地	敷地以外で設計図書等において発注者が提供するものと定められた施工上必要な土地をいう。
i 関連工事	発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事で、この工事と密接に関連するものをいう。
j 説明用図書	設計図書等の内容を説明するために監理者

が作成した図書をいう。 k 施工図 設計図書等の定めにより受注者が作成した、この工事に必要な躯体図、工作図、製作図等をいう。 l 工事用図書 設計図書等及び発注者又は監理者によって承認された施工図をいう。 m 部分引渡し 工事の完成に先立って発注者が契約の目的物の一部引渡しを受ける場合の引渡しをいう。 n 引渡し部分 部分引渡しを受ける部分をいう。	第2条 敷地、工事用地 発注者は、敷地及び工事用地などを、施工上必要と認められる日（設計図書等に別段の定めがあるときはその定められた日）までに確保し、受注者の使用に供する。 第3条 関連工事の調整 (1) 発注者は、必要があるときは、この工事と関連工事につき、調整を行うものとする。 (2) 本条（1）において、受注者は、発注者の調整に従い、関連工事が円滑に進捗し完了するよう協力しなければならない。 (3) 本条（1）において、発注者が関連工事の調整を監理者又は第三者に委託した場合、発注者は、速やかに書面をもって受注者に通知する。 第4条 請負代金内訳書、工程表 (1) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書と監理者に提出し、確認を受ける。 第2条 工事用地など 発注者は、敷地および設計図書において発注者が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下これらを「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときはその定められた日）までに確保し、受注者の使用に供する。 第3条 関連工事の調整 (1) 発注者は、発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事で受注者の施工する工事と密接に関連するもの（以下「関連工事」という。）について、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し完了するよう協力しなければならない。 (2) 本条（1）において、発注者が関連工事の調整を監理者もしくは第三者に委託した場合、発注者は、速やかに書面をもって受注者に通知する。 第4条 請負代金内訳書、工程表 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書および工程表を監理者に提出し、
--	---

受ける。 (2) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに工程表を発注者及び監理者に提出する。 第5条 一括下請負、一括委任の禁止 受注者は、この工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。ただし、建築法第22条第3項に定める多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの（共同住宅を新築する建設工事）以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 第6条 権利、義務の譲渡などの禁止 (1) 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡すること又は承継させることはできない。 (2) 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済みの工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡することもしくは貸与すること、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。 第7条 特許権などの使用 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となつていて、工事材料、建築設備の機器、施工方法などを使用するときは、その使用に関するいっさいの責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建築設備の機器、施工方法などを指定した場合において、設計図書等に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	請負代金内訳書については、監理者の確認を受け 第5条 一括下請負、一括委任の禁止 受注者は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。ただし、共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 第6条 権利、義務の譲渡などの禁止 (1) 発注者および受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできない。 (2) 発注者および受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物ならびに検査済の工事材料および建築設備の機器（いずれも製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡することもしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。 第7条 特許権などの使用 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令にもとづき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となつていて、工事材料、建築設備の機器、施工方法などを使用するときは、その使用に関するいっさいの責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建築設備の機器、施工方法などを指定した場合において、設計図書に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
---	--

ばならない。 第8条 保証人（本条は任意に保証人を立てる場合に適用する） (1) 発注者又は受注者が保証人を立てた場合、当該保証人は、保証人を立てた発注者又は受注者（以下「主たる債務者」という。）に債務不履行があったときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責任を負う。 (2) 保証人がその義務を果さないことが明らかになったときは、発注者又は受注者は、相手方に対して保証人の変更を求めることができる。	ばならない。 第8条 保証人（保証人を立てる場合に用いる） (1) 保証人は、保証人を立てた発注者または受注者（以下「主たる債務者」という。）に債務不履行があったときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責任を負う。 (2) 保証人がその義務を果さないことが明らかになったときは、発注者または受注者は、相手方に対してその変更を求めることができる。
第9条 監理者 (1) 発注者は監理者に対してこの約款の他の条項に定めるほか、第1条(3)の委託契約において次のことを委託した。 a. 設計図書等の内容を把握し、設計図書等に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、受注者に通知すること。 b. 設計内容を伝えるため、受注者と打ち合わせ、適宜、説明図書を、この工事を円滑に遂行するために必要な時期に、受注者に交付すること。 c. 受注者からこの工事に関する質疑が提出された場合、設計図書等に定められた品質確保の観点から技術的に検討し、当該結果を受注者に回答すること。 d. 施工図、製作見本、見本施工等が設計図書等の内容に適合しているかどうかについて検討し、また設計図書等の定めにより、受注者が提出又は提案する工事材料、建築設備の機器等、及びそれらの見本が設計図書等の内容に適合しているかどうかについて検討し、当該結果を発注者に報告のうえ、受注者に対して適合していると認められる場合は承認し、適合していないと認められる場合には理由を示して修正を求めること。受	第9条 監理者 (1) 監理者は、監理契約にもとづいて発注者の委託をうけ、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。 a. 設計内容を伝えるため、受注者と打ち合わせ、必要に応じて説明図などを作成し、受注者に交付すること。 b. 受注者から提出された技術的質疑に關し、技術的に検討し、回答すること。 c. 設計図書にもとづいて設計図書の作成者により作成された詳細図（以下「詳細図」という。）などを、工程表にもとづき受注者が工事を円滑に遂行するために必要な時期に、受注者に交付すること。交付できない場合には、理由を付して発注者にその旨を報告すること。 d. 設計図書の定めにより受注者が作成、提出する施工計画について、設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあることが明らかと認められる場合には、受注者に対して助言し、その旨を発注者に報告すること。 e. 設計図書の定めにより受注者が作成する施工図（組体図、工作図、製作図など）をいう。以下同じ。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかどうかを

注者がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告すること。 e. この工事が設計図書等の内容に適合しているかどうかについて、設計図書等と照合し、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、受注者から提出された場合の品質管理記録による確認、それらを抽出によって行うなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。 f. この工事と設計図書等との照合及び確認の結果、この工事が設計図書等のおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、受注者に対して、その旨を指摘し、この工事を設計図書等のおりに実施するよう求めるとともに発注者に報告すること。 g. 第4条(1)に基づいて受注者から提出される買代金内訳書の適否を合理的な方法により確認し当該結果を発注者に報告すること。 h. 設計図書等の定めにより受注者が作成、提出する施工計画について、設計図書等に定められた工期及び品質が確保できないおそれがあることが明らかと認められる場合には、受注者に対して助言し、その旨を発注者に報告すること。 i. この工事がこの契約の内容(a)に関する内容(を除く)に適合しているかどうかについて、この契約の内容と照合し、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、受注者から提出された場合の品質管理記録による確認、それらを抽出によって行うなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。 j. この結果、この工事による確認の方法により確認できないおそれがあることが明らかと認められる場合には、受注者に対して助言し、その旨を発注者に報告すること。 k. 受注者がこの契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等を求めたときは、速やかにこれ	検討し、承認すること。 f. 設計図書に定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料、建築設備の機器および仕上げ見本などを検査または検討し、承認すること。 g. 工事の内容が設計図、説明図、詳細図、監理者によって承認された施工図（以下これを「図面」という。）、仕様書などこの契約に合致していることを確認すること。 h. 工事の内容が図面、仕様書などこの契約に合致していないと認められるときは、ただちに受注者にその旨を指摘し是正するよう求め、受注者がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告すること。 i. 受注者の提出する出来高または完成品の請求書を技術的に審査すること。 j. 工事の内容、工期または請負代金額の変更に關する書類を技術的に審査すること。 k. 工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡しに立ち会うこと。 (2) 受注者がこの契約にもとづいて監理者が行う指示、検査、試験、立会い、確認、審査、意見、協議、助言、検討などを求めたときは、監理者は、すみやかにこれに応ずる。 (3) 発注者または受注者は、この契約に別段の定めのある事項を除き、工事について発注者、受注者間で通知、協議を行う場合は、原則として、通知は監理者を通じて、協議は監理者を参加させて行う。 (4) 発注者は、監理業務の担当者の氏名および担当業務を書面をもって受注者に通知する。 (5) 監理者が発注者の承諾を得て監理業務の一部を第三者に委託するときは、発注者は、当該第三者の氏名または名称および住所ならびに担当業務を書面をもって受注者に通知する。
--	--

に於けること。 上 受注者の提出する出来高払又は完成品の請求書を技術的に審査すること。 上 この工事の内容、工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。 四 受注者から発注者へのこの契約の目的物の引渡しに立ち会うこと。 (2) 発注者又は受注者は、この工事について発注者、受注者間で通知、協議を行う場合は、本条以外の他の条項に定めのある事項を除き、原則として、通知は監理者を通じて、協議は監理者を参加させて行う。 (3) 発注者は、監理業務の担当者の氏名及び担当業務を受注者に通知する。 (4) 発注者の承諾を得て監理者が監理業務の一部を第三者に委託するときは、発注者は、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに担当業務を受注者に通知する。	第10条 現場代理人、監理技術者など (1) 受注者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知する。また、専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定める場合、書面をもってその氏名を発注者に通知する。 (2) 受注者は、現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名を発注者に通知する。 (3) 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく受注者のいっさいの権限を行使することができる。 a 請負代金額の変更 b 工期の変更 c 請負代金の請求又は受領 d 第12条（1）の請求の受理 e この工事の中止、この契約の解除及び損害賠償
--	---

告発書の請求 (4) 受注者は、本条（3）の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。 (5) 現場代理人、主任技術者（または監理技術者）および専門技術者は、これを兼ねることができ。	第11条 履行報告 受注者は、この契約の履行報告につき、設計図書に定めがあるときは、その定めに従い発注者に報告しなければならない。 第12条 工事関係者についての異議 (1) 発注者は、監理者の意見に基づいて、受注者の現場代理人、監理技術者又は主任技術者、専門技術者及び従業員並びに下請負者及びその作業員のうちに、工事の施工又は管理について著しく適当でないと思われる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。 (2) 受注者は、第9条（3）で定められた担当者又は同条（4）で委託された第三者の処置が著しく適当でないとき、その理由を明示した書面をもって、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。 (3) 受注者は、監理者の処置が著しく適当でないとき、その理由を明示した書面をもって、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。 第13条 工事材料、建築設備の機器、施工用機器 (1) 受注者は、設計図書において監理者の検査をうけて使用すべきものと指定された工事材料又は建築設備の機器については、当該検査に合格したものをを用いるものとし、設計図書において試験することを定めたものについて
--	---

由のあるときは、ただちにその旨を発注者(発注者)に通知し、その指示を求める。 (4) 支給材料又は貸与品の受渡し期日は工程表によるものとし、その受渡し場所は、設計図書等に別段の定めのないときは工事現場とする。 (5) 受注者は、支給材料又は貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。 (6) 支給材料の使用法について、設計図書等に別段の定めのないときは、監理者の指示による。 (7) 不用となった支給材料(残材を含む。いずれも有償支給材料を除く。)又は使用済みの貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。	由のあるときは、ただちにその旨を発注者(発注者)に通知し、その指示を求める。 (4) 支給材料又は貸与品の受渡し期日は工程表によるものとし、その受渡し場所は、設計図書等に別段の定めのないときは工事現場とする。 (5) 受注者は、支給材料又は貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。 (6) 支給材料の使用法について、設計図書等に別段の定めのないときは、監理者の指示による。 (7) 不用となった支給材料(残材を含む。いずれも有償支給材料を除く。)又は使用済みの貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。	第15条 監理者の立会い (1) 受注者は、設計図書に監理者の立会いのうえ施工することを定めた工事を施工するときは、監理者に通知する。 (2) 受注者は、監理者の指示があったときは、本条(1)の規定にかかわらず、監理者の立会いなく施工することができる。この場合、受注者は、工事写真などの記録を整備して監理者に提出する。
第15条 発注者等の立会い (1) 受注者は、設計図書等に発注者又は監理者(以下、本条において「発注者等」という。)の立会いのうえ施工することを定めた工事を施工するときは、事前に発注者等に通知する。 (2) 受注者は、発注者等の指示があったときは、本条(1)の規定にかかわらず、発注者等の立会いなく施工することができる。この場合、受注者は、工事写真などの記録を整備して発注者等に提出する。	第15条 発注者等の立会い (1) 受注者は、設計図書等に発注者又は監理者(以下、本条において「発注者等」という。)の立会いのうえ施工することを定めた工事を施工するときは、事前に発注者等に通知する。 (2) 受注者は、発注者等の指示があったときは、本条(1)の規定にかかわらず、発注者等の立会いなく施工することができる。この場合、受注者は、工事写真などの記録を整備して発注者等に提出する。	第16条 設計、施工条件の疑義、相違など (1) 受注者は、次の各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって監理者に通知する。 a 図面・仕様書の表示が明確でないこと、または図面と仕様書に矛盾、誤謬または脱漏があること。 b 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の

いては、当該試験に合格したものを使用する。 (2) 本条(1)の検査又は試験に直接必要な費用は、発注者の負担とする。ただし、設計図書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められる場合には、これを行うときは、当該検査又は試験に要する費用および特別に要する費用は、発注者の負担とする。 (3) 検査又は試験に合格しなかった工事材料又は建築設備の機器は、発注者の責任においてこれを引き取る。 (4) 工事材料および建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとす。 (5) 受注者は、工事現場に搬入した工事材料または建築設備の機器を工事現場外に持ち出すときは、監理者の承認をうける。 (6) 監理者は、施工用機器について明らかに適当でないと思われるものがあるときは、受注者に対してその交換を求めることができる。	いては、当該試験に合格したものを使用する。 (2) 本条(1)の検査又は試験に直接必要な費用は、発注者の負担とする。ただし、設計図書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められる場合には、これを行うときは、当該検査又は試験に要する費用および特別に要する費用は、発注者の負担とする。 (3) 検査又は試験に合格しなかった工事材料又は建築設備の機器は、発注者の責任においてこれを引き取る。 (4) 工事材料および建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとす。 (5) 受注者は、工事現場に搬入した工事材料又は建築設備の機器を工事現場外に持ち出すときは、監理者の承認をうける。 (6) 監理者は、施工用機器について明らかに適当でないと思われるものがあるときは、受注者に対してその交換を求めることができる。	第14条 支給材料、貸与品 (1) 発注者が支給する工事材料もしくは建築設備の機器(以下あわせて「支給材料」という。)または貸与品は、発注者の負担と責任であらう。あらかじめ行う検査または試験に合格したものとす。 (2) 受注者は、本条(1)の検査または試験の結果について疑義のあるときは、発注者に対して、その理由を付して再検査または再試験を求めることができる。 (3) 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたのち、本条(1)または(2)の検査又は試験により発見することが困難であったかかれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思われる
第14条 支給材料、貸与品 (1) 発注者が支給する工事材料もしくは建築設備の機器(以下あわせて「支給材料」という。)又は貸与品は、発注者の負担と責任であらう。あらかじめ行う検査又は試験に合格したものとす。 (2) 受注者は、本条(1)の検査又は試験の結果について疑義のあるときは、発注者に対して、その理由を付して再検査又は再試験を求めることができる。 (3) 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたのち、本条(1)又は(2)の検査又は試験により発見することが困難であったかかれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思われる	第14条 支給材料、貸与品 (1) 発注者が支給する工事材料もしくは建築設備の機器(以下あわせて「支給材料」という。)又は貸与品は、発注者の負担と責任であらう。あらかじめ行う検査又は試験に合格したものとす。 (2) 受注者は、本条(1)の検査又は試験の結果について疑義のあるときは、発注者に対して、その理由を付して再検査又は再試験を求めることができる。 (3) 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたのち、本条(1)又は(2)の検査又は試験により発見することが困難であったかかれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思われる	第14条 支給材料、貸与品 (1) 発注者が支給する工事材料もしくは建築設備の機器(以下あわせて「支給材料」という。)または貸与品は、発注者の負担と責任であらう。あらかじめ行う検査または試験に合格したものとす。 (2) 受注者は、本条(1)の検査または試験の結果について疑義のあるときは、発注者に対して、その理由を付して再検査または再試験を求めることができる。 (3) 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたのち、本条(1)または(2)の検査又は試験により発見することが困難であったかかれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思われる

c 工事現場において、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財など施工の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。 (2) 受注者は、工事用図書又は監理者の指示によって施工することが適当でないときと認めるときは、ただちに書面をもって発注者又は監理者に通知する。 (3) 発注者（発注者が本項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）は本条（1）もしくは（2）の通知を受けたとき、又は自ら本条（1）各号の一にあたることを発見したときは、直ちに書面をもって受注者に対して指示する。 (4) 本条（3）の場合、工事の内容、工期又は諸負担金額を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議して定める。	第17条 工事用図書のとおりを実施しない施工 (1) 施工について、工事用図書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、監理者の指示によって、受注者は、その費用を負担して速やかにこれを修補又は改造する。このために受注者は、工期の延長を求めることはできない。 (2) 発注者又は監理者は、工事用図書のとおりを実施されていない疑いのある施工について、必要と認められる理由があるときは、その理由を受注者に通知のうえ、発注者の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができる。 (3) 本条（2）による破壊検査の結果、工事用図書のとおりを実施されていないと認められる場合は、破壊検査に要する費用は受注者の負担とする。 (4) 本条（2）による破壊検査の結果、工事用図書のとおりを実施されていると認められる場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる
制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。 c 工事現場において、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財など施工の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。 (2) 受注者は、図面・仕様書または監理者の指示によって施工することが適当でないときと認めるときは、ただちに書面をもって発注者又は監理者に通知する。 (3) 監理者は、本条（1）もしくは（2）の通知を受けたとき、または自ら本条（1）各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって受注者に対して指示する。 (4) 本条（3）の場合、工事の内容、工期または諸負担金額を変更する必要があると認められるときは、発注者、受注者および監理者が協議して定める。	第17条 図面・仕様書のとおりを実施しない施工 (1) 施工について、図面・仕様書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、監理者の指示によって、受注者は、その費用を負担して速やかにこれを修補または改造する。このために受注者は、工期の延長を求めることはできない。 (2) 監理者は、図面・仕様書のとおりを実施されていない疑いのある施工について、必要と認められる理由があるときは、その理由を受注者に通知のうえ、発注者の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができる。 (3) 本条（2）による破壊検査の結果、図面・仕様書のとおりを実施されていないと認められる場合は、破壊検査に要する費用は受注者の負担とする。 (4) 本条（2）による破壊検査の結果、図面・仕様書のとおりを実施されていると認められる場合は、破壊検査およびその復旧に要する費用は発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる

対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。 (5) 次の各号の一によって生じた工事用図書のとおりに実施されていないと認められる施工については、受注者は、その責任を負わない。 a 発注者又は監理者の指示によるとき。 b 支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料もしくは建築設備の機器の性質、又は工事用図書に指定された施工方法によるとき。 c 第13条（1）又は（2）の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備の機器によるとき。 d その他、この工事について発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によるとき。 (6) 本条（5）のときであっても、施工について受注者の故意もしくは重大な過失によるとき、又は受注者がその適当でないことを知りながらあらかじめ発注者もしくは監理者に通知しなかったときは、受注者は、その責任を免れない。ただし、受注者がその適当でないことを通知したにもかかわらず、発注者又は監理者が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。 (7) 受注者は、監理者から工事用図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、建築法第23条の2の定めに従い、ただちにその理由を書面で発注者に報告しなければならない。	第18条 損害の防止 (1) 受注者は、この工事の完成引渡しまで、自己の費用で、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器又は近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令に基づき、工事と環境に相応した必要な処置をする。 (2) この契約の目的物に近接する工作物の保護又はこれに関連する処置で、発注者及び受
る工期の延長を請求することができる。 (5) 次の各号の一によって生じた図面・仕様書のとおりに実施されていないと認められる施工については、受注者は、その責任を負わない。 a 発注者または監理者の指示によるとき。 b 支給材料、貸与品、図面・仕様書に指定された工事材料もしくは建築設備の機器の性質、または図面・仕様書に指定された施工方法によるとき。 c 第13条（1）または（2）の検査または試験に合格した工事材料または建築設備の機器によるとき。 d その他、工事について発注者または監理者の責めに帰すべき事由によるとき。 (6) 本条（5）のときであっても、施工について受注者の故意もしくは重大な過失によるとき、または受注者がその適当でないことを知りながらあらかじめ発注者もしくは監理者に通知しなかったときは、受注者は、その責任を免れない。ただし、受注者がその適当でないことを通知したにもかかわらず、発注者または監理者が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。 (7) 受注者は、監理者から工事用図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、ただちにその理由を書面で発注者に報告しなければならない。	第18条 損害の防止 (1) 受注者は、工事の完成引渡しまで、自己の費用で、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器または近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令にもとづき、工事と環境に相応した必要な処置をする。 (2) 契約の目的物に近接する工作物の保護またはこれに関連する処置で、発注者、受注者

注者が協議して、本条（1）の処置の範囲をこえ、請負代金額に含むことが適当でないとする。 (3) 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、<u>受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、</u>監理者の処置をとる。ただし、急を要するときは、処置をしたのち<u>受注者又は監理者</u>に通知する。 (4) <u>発注者又は監理者が必要と認め、</u>監理者の処置を求めるときは、受注者は、ただちにこれに応ずる。 (5) 本条（3）又は（4）の処置に要した費用の負担については、<u>発注者及び受注者が協議して、請負代金額に含むことが適当でない</u>と認め、その費用は<u>発注者の負担とする</u>。	および監理者が協議して、本条（1）の処置の範囲をこえ、請負代金額に含むことが適当でないとする。 (3) 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、<u>受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、</u>監理者の処置をとる。ただし、急を要するときは、処置をしたのち<u>監理者に通知する</u>。 (4) <u>発注者または監理者が必要と認め、</u>監理者の処置を求めるときは、受注者は、ただちにこれに応ずる。 (5) 本条（3）または（4）の処置に要した費用の負担については、<u>発注者、受注者および監理者が協議して、請負代金額に含むことが適当でない</u>と認め、その費用は<u>発注者の負担とする</u>。
19条 第三者損害 (1) 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、<u>受注者がその損害を賠償する</u>。ただし、その損害のうち<u>発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの</u>については、<u>発注者の負担とする</u>。 (2) 本条（1）の規定にかかわらず、施工について<u>受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により</u>第三者に与えた損害を賠償するときは、<u>発注者がこれを負担する</u>。 (3) 本条（1）又は（2）の場合、その他施工について<u>第三者との間に紛争が生じたときは、受注者がその処理解決にあたる</u>。ただし、<u>受注者だけで解決し難いときは、</u><u>発注者は、受注者に協力する</u>。 (4) この契約の目的物に基づき日照阻害、風害、電波障害その他<u>発注者の責めに帰すべき事由により、</u>第三者との間に紛争が生じたとき、又は損害を第三者に与えたときは、<u>発注者がその処理解決にあたり、必要あるときは、</u><u>受注者は、発注者に協力する</u>。この場合、<u>第三者に与えた損害を賠償するときは、</u><u>発注者</u>	19条 第三者損害 (1) 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、<u>受注者がその損害を賠償する</u>。ただし、その損害のうち<u>発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの</u>については、<u>発注者の負担とする</u>。 (2) 本条（1）の規定にかかわらず、施工について<u>受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により</u>第三者に与えた損害を賠償するときは、<u>発注者がこれを負担する</u>。 (3) 本条（1）または（2）の場合、その他施工について<u>第三者との間に紛争が生じたときは、</u><u>受注者がその処理解決にあたる</u>。ただし、<u>受注者だけで解決し難いときは、</u><u>発注者は、受注者に協力する</u>。 (4) 契約の目的物にもとづく日照阻害、風害、電波障害その他<u>発注者の責めに帰すべき事由により、</u>第三者との間に紛争が生じたとき、<u>または損害を第三者に与えたときは、</u><u>発注者がその処理解決にあたり、必要あるときは、</u><u>受注者は、発注者に協力する</u>。この場合、<u>第三者に与えた損害を賠償するときは、</u><u>発注者</u>

三者に与えた損害を補償するときは、<u>発注者</u>がこれを負担する。 (5) 本条（1）ただし書、（2）、（3）又は（4）の場合、<u>受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる</u>。	がこれを負担する。 (6) 本条（1）ただし書、（2）、（3）または（4）の場合、<u>受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる</u>。
第20条 施工について生じた損害 (1) この工事の完成引渡しまでに、この契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工について生じた損害は、<u>受注者の負担とし、</u><u>工期は延長しない</u>。 (2) 本条（1）の損害のうち、次の各号の<u>一</u>の場合に生じたものは、<u>発注者の負担とし、</u><u>受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる</u>。 a 発注者の都合によって、<u>受注者が着手期日までにこの工事に着手できなかったとき、又は発注者がこの工事を繰延べもしくは中止したとき、</u> b 支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、<u>受注者がこの工事の手持又は中止をしたとき、</u> c 前払又は部分払が遅れたため、<u>受注者がこの工事に着手せず又はこの工事を中止したとき、</u> d その他<u>発注者又は監理者の責めに帰すべき事由による</u>とき。	第20条 施工について生じた損害 (1) 工事の完成引渡しまでに、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工について生じた損害は、<u>受注者の負担とし、</u><u>工期は延長しない</u>。 (2) 本条（1）の損害のうち、次の各号の<u>一</u>の場合に生じたものは、<u>発注者の負担とし、</u><u>受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる</u>。 a 発注者の都合によって、<u>受注者が着手期日までにこの工事に着手できなかったとき、または発注者が工事を繰延べもしくは中止したとき、</u> b 支給材料または貸与品の受渡しが遅れたため、<u>受注者がこの工事の手持または中止をしたとき、</u> c 前払または部分払が遅れたため、<u>受注者が工事に着手せずまたは工事を中止したとき、</u> d その他<u>発注者または監理者の責めに帰すべき事由による</u>とき。
第21条 不可抗力による損害 (1) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、<u>発注者と受注者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、この工事の出来形部分、工事仮設物、工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）又は施工用機器について損害が生じたときは、</u><u>受注者は、事後発生後速やかにその状況を発注者に通知する</u>。 (2) 本条（1）の損害について、<u>発注者及び</u>	第21条 不可抗力による損害 (1) 天災その他自然的または人為的な事象であって、<u>発注者、受注者いずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）または施工用機器について損害が生じたときは、</u><u>受注者は、事後発生後速やかにその状況を発注者に通知する</u>。 (2) 本条（1）の損害について、<u>発注者、受</u>

受注者が協議して重大なものと認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意を払ったと認められるものは、発注者がこれを負担する。 (3) 火災保険、建設工事保険その他損害を被るものがあるときは、それらの額を本条(2)の発注者の負担額から控除する。	注者および監理者が協議して重大なものと認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意を払ったと認められるものは、発注者がこれを負担する。 (3) 火災保険、建設工事保険その他損害を被るものがあるときは、それらの額を本条(2)の発注者の負担額から控除する。
第22条 損害保険 (1) 受注者は、この工事の施工中、この工事の出来形部分と工事現場に搬入した、工事材料、建築設備の機器などに火災保険又は建設工事保険を付し、その証券の写しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。 (2) 受注者は、この契約の目的物、工事材料、建築設備の機器などに本条(1)の規定による保険以外の保険を付したときは、速やかにその旨を発注者に通知する。	第22条 損害保険 (1) 受注者は、工事中工事の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。 (2) 受注者は、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器などに本条(1)の規定による保険以外の保険を付したときは、速やかにその旨を発注者に通知する。
第23条 完成、検査 (1) 受注者は、この工事を完了したときは、設計図書等とともに実施されていることを確認して、発注者に対し、監理者立会いのもとに行う検査を求める。 (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は監理者の指定する期間内に修補又は改造して、発注者に対し、監理者立会いのもとに行う検査を求める。 (3) 受注者は、工期内又は監理者の指定する期間内に修補又は改造して、発注者に対し、監理者立会いのもとに行う検査に合格しないときは、受注者は、必要に応じて、発注者及び監理者立会いのもと、法定検査を受ける。この場合において、受注者は、必要な協力を要する。 (4) 法定検査に合格しないときは、受注者は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)及び(3)の規定を準用する。 (5) 本条(2)及び(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、発注者、受注者が協議して定める。 (6) 受注者は、発注者に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は請負代金額の変更を求めることができる。	第23条 完成、検査 (1) 受注者は、工事を完了したときは、設計図書等とともに実施されていることを確認して、監理者に対し、監理者立会いのもとに行う検査を求める。監理者は、すみやかにこれに応じて受注者の立会いのもとに検査を行う。 (2) 検査に合格しないときは、受注者は、工期内または監理者の指定する期間内に修補または改造して監理者の検査を受ける。 (3) 受注者は、工期内または監理者の指定する期間内に、仮設物の取払、あと片付けなどの処置を行う。ただし、処置の方法について監理者の指示があるときは、当該指示に従って処置する。 (4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなく、なお行われなければ、発注者は、代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

第23条の2 法定検査 (1) 第23条の規定にかかわらず、受注者は、法定検査(建築基準法第7条から同法第7条の4までに定められる検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請者となっているものをいう。以下同じ。)に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、監理者に通知し、監理者は、すみやかに受注者の立会いのもとに検査を行う。 (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、受注者は、工期内または監理者の指定する期間内に修補または改造して、監理者立会いのもとに行う検査を求める。 (3) 受注者は、受注者及び監理者立会いのもと、法定検査を受ける。この場合において、受注者は、必要な協力を要する。 (4) 法定検査に合格しないときは、受注者は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)および(3)の規定を準用する。 (5) 本条(2)および(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、発注者、受注者が協議して定める。 (6) 受注者は、発注者に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は請負代金額の変更を求めることができる。	第23条の2 法定検査 (1) 第23条の規定にかかわらず、受注者は、法定検査(建築基準法第7条から同法第7条の4までに定められる検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請者となっているものをいう。以下同じ。)に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、監理者に通知し、監理者は、すみやかに受注者の立会いのもとに検査を行う。 (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、受注者は、工期内または監理者の指定する期間内に修補または改造して、監理者立会いのもとに行う検査を求める。 (3) 受注者は、受注者及び監理者立会いのもと、法定検査を受ける。この場合において、受注者は、必要な協力を要する。 (4) 法定検査に合格しないときは、受注者は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)および(3)の規定を準用する。 (5) 本条(2)および(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、発注者、受注者が協議して定める。 (6) 受注者は、発注者に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は請負代金額の変更を求めることができる。
第23条の3 その他の検査 (1) 受注者は、第23条の2及び第25条に定められるほか、設計図書等に発注者又は監理者の検査を受けることが定められている	第23条の3 その他の検査 (1) 受注者は、第23条および第23条の2に定められるほか、設計図書等に発注者または監理者の検査を受けることが定められているとき

ときは、当該検査に先立って、この工事の内容が設計図書のとおり実施されていることを確認し、発注者又は監理者に通知し、発注者又は監理者は、速やかに受注者の立会のもとに検査を行う。 (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、受注者は、速やかに修補又は改造して、発注者又は監理者の検査を求める。	第24条 部分使用 (1) 工事中にこの契約の目的物の一部を発注者が使用する場合は、以下「部分使用」という。)、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、発注者は、部分使用に関する監理者の技術的審査を受けたのち、工期の変更および請負代金額の変更に関する受注者との事前協議を経たうえ、受注者の書面による同意を得なければならない。 (2) 発注者は、部分使用する場合は、受注者の指示に従って使用しなければならない。 (3) 発注者は、本条(2)の指示に違反し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (4) 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続は、発注者(発注者が本項の手続を監理者に委託した場合は、監理者)が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。	第25条 部分引渡し (1) この工事の完成に先立って発注者がこの契約の目的物の一部引渡しを受ける場合、この契約の定めによる。この契約に別段の定めのない場合、発注者は、部分引渡しに関する監理者の技術的審査を行わず、引渡し部分に相当する請負代金額(以下「引渡し部分相当額」という。)の確定に関する受注者との事前協議を経たうえ、受注者の書面による同意を得なければならない。 (2) 受注者は、引渡し部分の工事が完了した
は、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認して、発注者または監理者に通知し、発注者または監理者は、速やかに受注者の立会のもとに検査を行う。 (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、受注者は、速やかに修補または改造し、発注者または監理者の検査をうける。	第24条 部分使用 (1) 工事中に契約の目的物の一部を発注者が使用する場合は、以下「部分使用」という。)、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、発注者は、部分使用に関する監理者の技術的審査を受けたのち、工期の変更および請負代金額の変更に関する受注者との事前協議を経たうえ、受注者の書面による同意を得なければならない。 (2) 発注者は、部分使用する場合は、受注者の指示に従って使用しなければならない。 (3) 発注者は、本条(2)の指示に違反し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (4) 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続は、発注者(発注者が本項の手続を監理者に委託した場合は、監理者)が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。	第25条 部分引渡し (1) 工事の完成に先立って発注者が契約の目的物の一部引渡しをうける場合(以下、この場合の引渡しを「部分引渡し」といい、引渡しをうける部分を「引渡し部分」という。)、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、発注者は、部分引渡しに関する監理者の技術的審査を受けたのち、引渡し部分に相当する請負代金額(以下「引渡し部分相当額」という。)の確定に関する受注者との事前協議を経たうえ、受注者の書面による同意を得なければならない。

とき、設計図書等のとおりに実施されていることを確認して、発注者に対し、監理者立会のもとに行う検査を求める。 (3) 本条(2)の検査に合格しないとき、受注者は、速やかに修補又は改造し、発注者に対し、監理者立会のもとに行う検査を求める。 (4) 引渡し部分の工事が本条(2)又は(3)の検査に合格したとき、発注者は、引渡し部分相当額全額の支払を完了すると同時に、その引渡しを受けることができる。 (5) 部分引渡しにつき、法令に基づいて必要となる手続は、発注者(発注者が本項の手続を監理者に委託した場合は、監理者)が行い、受注者は、これに協力する。また手続に要する費用は、発注者の負担とする。	第26条 請求、支払、引渡し (1) 第23条(1)又は(2)の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、受注者は、発注者にこの契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者は、受注者に請負代金の支払を完了する。 (2) 受注者は、契約書に定めるところにより、この工事の完成前に部分払を請求することができる。この場合、出来高払によるときは、受注者の請求額は契約書に別段の定めのある場合を除き、監理者の検査に合格した工事の出来高部分と検査済みの工事材料および建築設備の機器に対する請負代金額の9/10に相当する額とする。 (3) 受注者が本条(2)の出来高払の支払を求めるときは、その額について監理者の審査を経たうえ支払請求締切日までに発注者に請求する。 (4) 前払を受けているときは、本条(2)の出来高払の請求額は、次の式によって算出す	第26条 請求、支払、引渡し (1) 第23条(1)または(2)の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、受注者は、発注者に契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者は、受注者に請負代金の支払を完了する。 (2) 受注者は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払を請求することができる。この場合、出来高払によるときは、受注者の請求額は契約書に別段の定めのある場合を除き、監理者の検査に合格した工事の出来高部分と検査済みの工事材料および建築設備の機器に対する請負代金額の9/10に相当する額とする。 (3) 受注者が本条(2)の出来高払の支払を求めるときは、その額について監理者の審査を経たうえ支払請求締切日までに発注者に請求する。 (4) 前払を受けているときは、本条(2)の出来高払の請求額は、つぎの式によって算出
---	--	---

る。 請求額＝(2)による金額×(請負代金額－前払金額)÷請負代金額 第27条 瑕疵の担保 (1) この契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求め、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を求めることができる。 (2) 本条(1)による瑕疵担保期間は、第25条又は第26条の引渡しの日から、木造の建物については1年間、石造、金庫造、コンクリート造及びこれらに類する建物、その他土地の工作物もしくは地盤については2年間とする。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは1年を5年とし、2年を10年とする。 (3) 建築設備の機器、室内装飾、家具などの瑕疵については、引渡しの日、発注者は、受注者又は修理者が検査して、当該瑕疵が受注者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、引渡しの日から1年間担保の責任を負う。 (4) 発注者は、この契約の目的物の引渡しの際に、本条(1)の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、本条(1)の規定にかかわらず当該瑕疵の修補または損害の賠償を求めることができず、かつ、受注者がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りでない。 (5) 本条(1)の瑕疵によるこの契約の目的物の滅失又は損壊については、発注者は、本条(2)に定める期間内で、かつ、その滅失又は損壊の日から6か月以内でなければ、本条(1)の権利を行使することができない。	する。 請求額＝(2)による金額×(請負代金額－前払金額)÷請負代金額 第27条 瑕疵の担保 (1) 契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求め、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を求めることができる。 (2) 本条(1)による瑕疵担保期間は、第25条または第26条の引渡しの日から、木造の建物については1年間、石造、金庫造、コンクリート造およびこれらに類する建物、その他土地の工作物もしくは地盤については2年間とする。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失によって生じたものであるときは1年を5年とし、2年を10年とする。 (3) 建築設備の機器、室内装飾、家具などの瑕疵については、引渡しの日、発注者は、受注者又は修理者が検査して、当該瑕疵が受注者の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、引渡しの日から1年間担保の責任を負う。 (4) 発注者は、契約の目的物の引渡しの際に、本条(1)の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、本条(1)の規定にかかわらず当該瑕疵の修補または損害の賠償を求めることができず、かつ、受注者がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りでない。 (5) 本条(1)の瑕疵による契約の目的物の滅失または損壊については、発注者は、本条(2)に定める期間内で、かつ、その滅失または損壊の日から5か月以内でなければ、本条(1)の権利を行使することができない。
---	---

(6) 本条(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の規定は、第17条(5)の各号によって生じたこの契約の目的物の瑕疵又は滅失もしくは損壊については適用しない。ただし、第17条(6)にあたるときはこの限りでない。 第27条の2 新築住宅の瑕疵の担保 (1) この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、第27条の規定に代えて、本条(2)以下の規定を適用する。 (2) 住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第5条第1項および第2項に定めるものの瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。)があるときは、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を求めることができる。 (3) 本条(2)による瑕疵担保期間は、第25条又は第26条の引渡しの日から10年間とする。 (4) 本条(2)の瑕疵によるこの契約の目的物の滅失又は損壊については、発注者は、本条(3)に定める期間内で、かつ、その滅失又は損壊の日から6か月以内でなければ、本条(2)の権利を行使することができない。 (5) 本条(2)、(3)又は(4)の規定は、第17条(5)の各号(ただし、cは除く。)によって生じたこの契約の目的物の瑕疵又は滅失もしくは損壊については適用しない。ただし、第17条(6)にあたるときはこの限りでない。 (6) 本条(2)で定める瑕疵以外のこの契約の目的物の瑕疵については、第27条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)を適用する。	(6) 本条(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の規定は、第17条(5)の各号によって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは損壊については適用しない。ただし、第17条(6)にあたるときはこの限りでない。 第27条の2 新築住宅の瑕疵の担保 (1) この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、<u>前条</u>の規定に代えて、本条(2)以下の規定を適用する。 (2) 住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第5条第1項および第2項に定めるものの瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。)があるときは、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を求めることができる。 (3) 本条(2)による瑕疵担保期間は、第25条または第26条の引渡しの日から10年間とする。 (4) 本条(2)の瑕疵による契約の目的物の滅失または損壊については、発注者は、本条(3)に定める期間内で、かつ、その滅失または損壊の日から6か月以内でなければ、本条(2)の権利を行使することができない。 (5) 本条(2)、(3)または(4)の規定は、第17条(5)の各号(ただし、c号は除く。)によって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは損壊については適用しない。ただし、第17条(6)にあたるときはこの限りでない。 (6) 本条(2)で定める瑕疵以外の契約の目的物の瑕疵については、第27条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)および(6)を適用する。
--	---

第28条 工事の変更、工期の変更	第28条 工事の変更、工期の変更
(1) 発注者は、必要によって、この工事に追加し又はこの工事を変更することができ、 (2) 発注者は、必要によって、受注者に工期の変更を求めることができる。 (3) 受注者は、発注者に対して、この工事の内容の変更(施工方法等を含む。)及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができ、この場合、発注者は、その書面による承諾により、この工事の内容を変更することができ、 (4) 本条(1)又は(2)により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者に対してその補償を求めることができる。 (5) 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、この工事への追加又は変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。	(1) 発注者は、必要によって、工事を追加しまたは変更することができ、 (2) 発注者は、必要によって、受注者に工期の変更を求めることができる。 (3) 受注者は、発注者に対して、工事内容の変更(施工方法等を含む。)および当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができ、この場合、発注者は、その書面による承諾により、工事内容を変更することができ、 (4) 本条(1)または(2)により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者に対してその補償を求めることができる。 (5) 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加または変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
第29条 請負代金額の変更	第29条 請負代金額の変更
(1) 次の各号の一にあたるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。 a この工事の追加又は変更があったとき。 b 工期の変更があったとき。 c 第3条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。 d 支給材料、貨と品について、品目、数量、受渡し時期、受渡し場所又は配達場所の変更があったとき。 e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃又は経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。 f 長期にわたる契約で、法令の制定もしくは改廃又は物価、資金などの変動によって、この契約を締結した時から1年を経過したの工事部分に対する請負代金相当額が	(1) 次の各号の一にあたるときは、発注者または受注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。 a 工事の追加または変更があったとき。 b 工期の変更があったとき。 c 第3条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。 d 支給材料、貨と品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または配達場所の変更があったとき。 e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。 f 長期にわたる契約で、法令の制定もしくは改廃または物価、資金などの変動によって、この契約を締結した時から1年を経過したの工事部分に対する請負代金相当額が

第30条 履行遅滞、違約金	第30条 履行遅滞、違約金
(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。 ただし、工期内に、第25条による部分引渡しがあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。 (2) 発注者が第25条(4)又は第26条の請負代金の支払を完了しないときは、受注者は、発注者に対し、遅滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。 (3) 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、本条(2)の規定を適用する。 (4) 発注者が本条(2)の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合、受注者が自己のものと同じの同一の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。	額が適当でないと認められるとき。 g 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。 (2) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については変更時の単価による。 第30条 履行遅滞、違約金 (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。 ただし、工期内に、第25条による部分引渡しがあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。 (2) 発注者が第25条(4)または第26条の請負代金の支払を完了しないときは、受注者は、発注者に対し、遅滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。 (3) 発注者が前払または部分払を遅滞しているときは、本条(2)の規定を適用する。 (4) 発注者が本条(2)の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合、受注者が自己のものと同じの同一の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。
第31条 発注者の中止権、解除権	第31条 発注者の中止権、解除権
(1) 発注者は、必要によって、書面をもって受注者に通知してこの工事を中止し又はこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する責任を負う。	(1) 発注者は、必要によって、書面をもって受注者に通知して工事を中止しまたはこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する責任を負う。

賠償する。 (2) 次の各号の一にあたるときは、発注者は、書面をもって受注者に通知してこの工事を中止し又はこの契約を解除することができる。この場合（fに掲げる事由による場合を除く。）、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。 a 受注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎてこの工事に着手しないとき。 b この工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者がこの工事を完成する見込がないと認められるとき。 c 受注者が第5条又は第17条（1）の規定に違反したとき。 d 本項a、b又はcのほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。 e 受注者が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。 f 受注者が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）などにより、受注者がこの工事を続行することができないおそれがあると認められるとき。 g 受注者が第32条（4）の各号の一に規定する理由がないのにこの契約の解除を申し出たとき。 h 受注者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	償する。 (2) 次の各号の一にあたるときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止しまたはこの契約を解除することができる。この場合（fに掲げる事由による場合を除く。）、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。 a 受注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎてこの工事に着手しないとき。 b 工事が正当な理由なく、工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込がないと認められるとき。 c 受注者が第5条または第17条（1）の規定に違反したとき。 d 本項a、bまたはcのほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。 e 受注者が建設業の許可を取り消されたときまたはその許可が効力を失ったとき。 f 受注者が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）などにより、受注者が工事を続行することができないおそれがあると認められるとき。 g 受注者が第32条（4）の各号の一に規定する理由がないのにこの契約の解除を申し出たとき。 h 受注者が以下の一にあたるとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
---	--

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (3) 発注者は、書面をもって受注者に通知して、本条（1）又は（2）で中止された工事を再開させることができる。 (4) 本条（1）により中止されたこの工事が再開された場合、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。 (5) 本条（1）から（3）のうちいずれかの手続がとられた場合、発注者は、書面をもって監理者に通知し、本条（4）の請求が行われた場合、受注者は、書面をもって監理者に通知する。	ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (3) 発注者は、書面をもって受注者に通知して、本条（1）または（2）で中止された工事を再開させることができる。 (4) 本条（1）により中止されたこの工事が再開された場合、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。 (5) 本条（1）から（3）のうちいずれかの手続がとられた場合、発注者は、書面をもって監理者に通知し、本条（4）の請求が行われた場合、受注者は、書面をもって監理者に通知する。	第32条 受注者の中止権、解除権 (1) 次の各号の一にあたるとき、受注者は、発注者に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、この工事を中止することができる。 a 発注者が前払又は部分私を遅滞したとき。 b 発注者が正当な理由なく第16条（4）による協議に応じないとき。 c 発注者が第2条の工事用地などを受注者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため受注者が施工できないとき。 d 本項a、b又はcのほか、発注者の責めに帰すべき事由によりこの工事が著しく遅延したとき。 (2) 本条（1）における中止事由が解消したときは、受注者は、この工事を再開する。 (3) 本条（2）によりこの工事が再開された場合、受注者は、発注者に対してその理由を	第32条 受注者の中止権、解除権 (1) 次の各号の一にあたるとき、受注者は、発注者に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、この工事を中止することができる。 a 発注者が前払または部分私を遅滞したとき。 b 発注者が正当な理由なく第16条（4）による協議に応じないとき。 c 発注者が第2条の敷地及び工事用地などを受注者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため受注者が施工できないとき。 d 本項a、b又はcのほか、発注者の責めに帰すべき事由によりこの工事が著しく遅延したとき。 (2) 本条（1）における中止事由が解消したときは、受注者は、この工事を再開する。 (3) 本条（2）によりこの工事が再開された場合、受注者は、発注者に対してその理由を
---	--	---	--

明示し必要と認められる工期の延長を請求することができる。 (4) 次の各号の一にあたる時、受注者は、書面をもって発注者に通知してこの契約を解除することができる。 a 第31条又は本条(1)によるこの工事の遅延又は中止期間が、工期の1/4以上になったとき又は2か月以上になったとき。 b 発注者がこの工事を著しく減少したため、預負代金額が2/3以上減少したとき。 c 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行ができなくなると認められるとき。 d 発注者が以下の一にあたる時。 イ 役員等(発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。 ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (5) 発注者が支払を停止する(資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど)などにより、発注者が請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められるとき(以下本項において「本件事由」という。)は、受注者は、書面をもって発注者に通知してこの工事を中止し又はこの契約を解除することができる。受注者がこの工事を中止した場合において、本	受注者は、発注者に対してその理由を明示し必要と認められる工期の延長を請求することができる。 (4) 次の各号の一にあたる時、受注者は、書面をもって発注者に通知してこの契約を解除することができる。 a 本条(1)による工事の遅延または中止期間が、工期の1/4以上になったときまたは2か月以上になったとき。 b 発注者が工事を著しく減少したため、預負代金額が2/3以上減少したとき。 c 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなると認められるとき。 d 発注者が以下の一にあたる時。 イ 役員等(発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。 ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 役員等が暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (5) 発注者が支払を停止する(資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど)などにより、発注者が請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められるとき(以下本項において「本件事由」という。)は、受注者は、書面をもって発注者に通知して工事を中止しまたはこの契約を解除することができる。受注者がこの工事を中止した場合において、本
--	--

件事由が解消したときは、本条(2)及び(3)を適用する。 (6) 本条(1)又は(4)の場合、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。 (7) 本条(1)から(5)のうちいずれかの手続がとられた場合、受注者は、監理者に書面で通知する。	が解消したときは、本条(2)および(3)を適用する。 (6) 本条(1)または(4)の場合、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。 (7) 本条(1)から(5)のうちいずれかの手続がとられた場合、受注者は、監理者に書面で通知する。
第33条 解除に伴う措置 (1) この契約を解除したときは、発注者が工事の出来形部分並びに検査済みの工事材料及び設備の機器(有償支給材料を含む。)を引き受けるものとして、発注者、受注者および監理者が協議して清算する。 (2) 発注者が第31条(2)によってこの契約を解除し、清算の結果過払があるときは、受注者は、過払額について、その支払を受けた日から法定利率による利息をつけて発注者に返す。 (3) この契約を解除したときは、発注者、受注者および監理者が協議して発注者または受注者に属する物件について、期間を定めてその引取り、あつせんなどの処置を行う。 (4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくおこなわれなければ、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。	第33条 解除に伴う措置 (1) この契約を解除したときは、発注者が工事の出来形部分並びに検査済みの工事材料及び設備の機器(有償支給材料を含む。)を引き受けるものとして、発注者及び受注者が協議して清算する。 (2) 発注者が第31条(2)によってこの契約を解除し、清算の結果過払があるときは、受注者は、過払額について、その支払を受けた日から法定利率による利息をつけて発注者に返す。 (3) この契約を解除したときは、発注者及び受注者が協議して発注者又は受注者に属する物件について、期間を定めてその引取り、あつせんなどの処置を行う。 (4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくおこなわれなければ、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。
第34条 紛争の解決 (1) この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者と受注者の双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあつせんもしくは調停によってその解決を図る。 (2) 発注者又は受注者が本条(1)により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、又は審査会があつせんもしくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者	第34条 紛争の解決 (1) この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者と受注者の双方または一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、または建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあつせんもしくは調停によってその解決を図る。 (2) 発注者または受注者が本条(1)により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、または審査会があつせんもしくは調停をしないものとしたとき、または打ち切ったときは、

又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。 (3) 本条(1)及び(2)の定めにかかわらず、この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書により仲裁合意をした場合を除き、裁判所に訴えを提起することによって解決を図ることができる。	発注者または受注者は、仲裁合意書にもとづいて審査会の仲裁に付することができる。 (3) 本条(1)および(2)の定めにかかわらず、この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者または受注者は、仲裁合意書により仲裁合意をした場合を除き、裁判所に訴えを提起することによって解決を図ることができる。
第35条 補 則 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。	第35条 補 則 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者および受注者が協議して定める。